

地区連合自治会町内会長 各位

政策局大都市制度推進本部室長
旭 区 長

自治会町内会向け大都市制度研修会の開催について（ご案内）

日頃から、横浜市政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

一方で、特別市を実現するためには、法制化が必要となります。法制化にあたっては、市民の皆様特別市の必要性を理解していただくとともに、国に対する働きかけをすることが必要です。そこで、特別市に関する理解促進、実現に向けての機運醸成のため、旭区の自治会町内会の皆様を対象に、研修会を下記のとおり開催いたします。

つきましては、各自治会町内会の参加者の取りまとめにご協力ください。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

1 開催概要

- (1) 日時：8月23日(水) 19時～20時30分（18時45分開場）
- (2) 場所：旭公会堂（旭区役所4階）
- (3) 内容：山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対象：自治会町内会活動を担っていただいている皆様（役員・各種委嘱委員等）

2 依頼事項

各地区連合自治会町内会で参加者を取りまとめいただき、7月31日(月)までにお申込みをお願いします。

※ 「特別市」についての理解を深めていただくため、各地区連合自治会町内会から10～30名程度のご参加をお願いします。

3 申込方法

電子申請システム（右下の二次元コード）又は申込書（別紙）にてご回答ください。

4 申込書提出先（申込書により回答する場合）

旭区区政推進課企画調整係

（FAX：951-3401、メール：as-kikaku@city.yokohama.jp）



二次元コード

5 参考資料

横浜市が目指す「特別市」

問合せ先	
【大都市制度に関すること】 政策局制度企画課 橋本・鈴木 電話 671-2952	【本研修会の申込みに関すること】 旭区区政推進課 松永・佐藤 電話 954-6026

令和5年6月19日

自治会町内会長 各位

政策局大都市制度推進本部室長
旭 区 長

自治会町内会向け大都市制度研修会の開催について（ご案内）

日頃から、横浜市政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

一方で、特別市を実現するためには、法制化が必要となります。法制化にあたっては、市民の皆様が特別市の必要性を理解していただくとともに、国に対する働きかけをすることが必要です。そこで、特別市に関する理解促進、実現に向けての機運醸成のため、旭区の自治会町内会の皆様を対象に、研修会を下記のとおり開催いたします。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

1 開催概要

- (1) 日時：8月23日(水) 19時～20時30分（18時45分開場）
- (2) 場所：旭公会堂（旭区役所4階）
- (3) 内容：山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4) 対象：自治会町内会活動を担っていただいている皆様（役員・各種委嘱委員等）

2 申込方法・申込先

- (1) 地区連合に加入している自治会町内会
各地区連合自治会町内会内で調整のうえ、参加者の選出にご協力をお願いいたします。
※ 各地区連合自治会町内会から10～30名程度のご参加をお願いしています。
※ 各地区連合自治会町内会長が取りまとめ後、7月31日（月）までに旭区区政推進課に申込書をご提出いただくこととしています。
- (2) 地区連合未加入の自治会町内会
電子申請システム（右下の二次元コード）又は申込書（別紙）にてご回答ください。
申込書提出先（申込書により回答する場合）
（FAX：951-3401、メール：as-kikaku@city.yokohama.jp）
※ 各自治会町内会から2名を上限とし、ご参加いただけます。



二次元コード

3 参考資料

横浜市が目指す「特別市」

問合せ先	
【大都市制度に関すること】 政策局制度企画課 橋本・鈴木 電話 671-2952	【本研修会の申込みに関すること】 旭区区政推進課 松永・佐藤 電話 954-6026

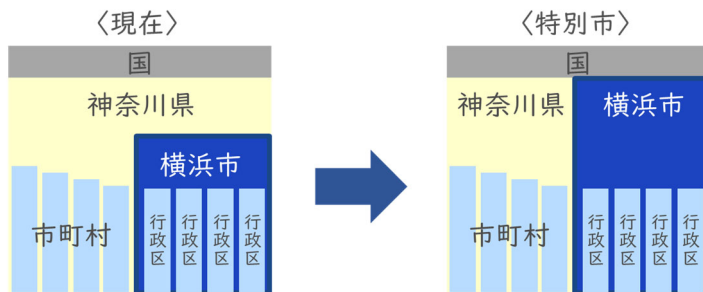
横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

<特別市のイメージ>

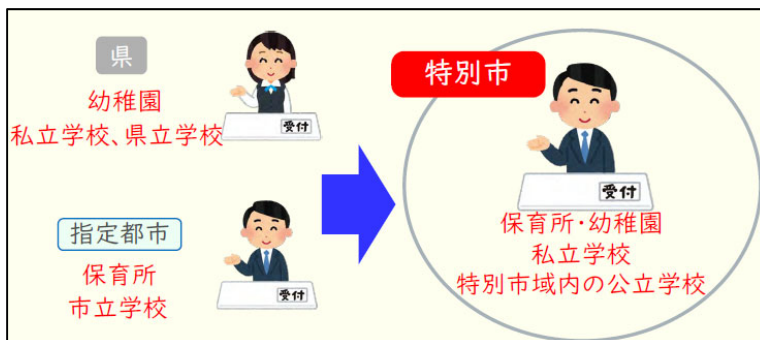


特別市になると横浜市内における県の仕事は、**全て横浜市が行うこと（業務の一本化）**になります

市と県で分かれている業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの**利便性が向上**
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿った**きめ細かい行政サービスを提供**
- ✓ **効率的で迅速な行政運営を実現**

(具体的な例)



保育所・幼稚園など
子育て・教育に関する
様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。

自治会町内会向け大都市制度研修会 申込用紙

日 時：令和5年8月23日(水) 19時開始 (18時45分開場)

場 所：旭公会堂 (旭区役所4階)

提出先：旭区区政推進課企画調整係

FAX：951-3401

メール：as-kikaku@city.yokohama.jp



～記入欄～

1 (地区連合) 自治会町内会名：

2 担当者名・電話番号

3 参加者一覧

- ※ 氏名及び役職 ((地区連合) 自治会町内会における役職) をご記入ください。
- ※ 各地区連合自治会町内会から10～30名程度のご参加をお願いします。
- ※ 地区連合未加入の自治会町内会の場合は、2名を上限としご参加いただけます。
- ※ 参加者が30名を超える場合は、余白にご記入ください。

(例)	(氏名) 旭 太郎 (役職) ○○連合自治会 副会長	(例)	(氏名) 旭 花子 (役職) △△町内会 消費生活推進委員
1	(氏名) (役職)	2	(氏名) (役職)
3	(氏名) (役職)	4	(氏名) (役職)
5	(氏名) (役職)	6	(氏名) (役職)
7	(氏名) (役職)	8	(氏名) (役職)
9	(氏名) (役職)	10	(氏名) (役職)
11	(氏名) (役職)	12	(氏名) (役職)

(裏面あり)

13	(氏名) (役職)	14	(氏名) (役職)
15	(氏名) (役職)	16	(氏名) (役職)
17	(氏名) (役職)	18	(氏名) (役職)
19	(氏名) (役職)	20	(氏名) (役職)
21	(氏名) (役職)	22	(氏名) (役職)
23	(氏名) (役職)	24	(氏名) (役職)
25	(氏名) (役職)	26	(氏名) (役職)
27	(氏名) (役職)	28	(氏名) (役職)
29	(氏名) (役職)	30	(氏名) (役職)

4 特別市について、ご質問がある場合はご記入をお願いします。

--